

焼 4 1 - 号 外  
令和 5 年 5 月 2 日

通いの場等代表者 様

焼津市健康福祉部地域包括ケア推進課長

### 通いの場等における感染対策等について

日頃、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した介護予防の取組の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項（令和5年2月版）」等に沿って、各実施主体において対応いただいていたところですが、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けが5類感染症に変更される予定です。

これに伴い、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、一律に求めることはなくなり、各実施主体の判断に委ねることが基本となります。国では、その判断に資する情報として別紙のとおり示しています（下記1参照）。これらを参考に、通いの場や認知症カフェ等の取組の実施に当たっては、個人の選択を尊重し、自主的な感染対策に取り組んでいただくとともに、引き続き介護予防・見守り等の取組を推進いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的感染対策の見直し（別紙から抜粋し一部改編）

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（実施主体が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者に着用を求めることは許容される。）。
手洗い等の手指衛生 換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効。

「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。
-------------------------	---

2 基本的感染対策を実施する場合の考え方（別紙から抜粋し一部改編）

対応（例）	今後の考え方
入場時の検温	対策の効果、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、実施主体において実施の可否を判断。
入口での消毒液の設置	
アクリル板等の設置	

問合先

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進担当 電話（054）626-1219

高齢者福祉担当 電話（054）626-1117